

未就学児を持つ保護者の方・高齢者の方にデマンドバス「おでかけ号」利用券を交付します

未就学児を持つ保護者の方にデマンドバス「おでかけ号」利用券を交付します

市では、子育て世帯の外出を支援するため、未就学児を持つ保護者の方に「デマンドバス利用券」を交付することになりました。3月22日(火)より利用券の交付申請を受け付けます。

■交付対象者

市内に住所を有し、未就学児を持つ保護者の方で、下野市デマンドバス利用登録証をお持ちの方
 ※利用券の交付を申請するには、事前にデマンドバスの利用登録が必要となります。

■交付枚数

1世帯につき利用券を10枚交付します。

■申請受付開始日

3月22日(火)～

※利用券は4月1日(金)から利用することができます。

■申請場所

印鑑と下野市デマンドバス利用登録証をお持ちのうえ、次の窓口までお越しください。

※利用券は後日郵送しますので、ご利用希望日の1週間前までに申請してください。

- ・子ども福祉課（石橋庁舎1階）
- ・市民課国分寺窓口（国分寺庁舎1階）
- ・市民課南河内窓口（南河内図書館2階）

※新庁舎開庁後は子ども福祉課のみとなります。

■ご利用にあたって

・利用券は、申請者及び申請者と同一世帯の方が、未就学児とともにデマンドバスを利用する場合のみ使用することができます。

・複数の保護者が同時に乗車する場合は、人数分の利用券が必要です。

・未就学児は無料のため利用券は必要ありません。た

だし、未就学児が乗車するには保護者の同伴が必要で

・利用券は再交付できません。大切に保管してください。

・利用券の有効期限は平成29年3月31日までです。利用券の交付申請は毎年度必要です。

■問い合わせ先

・子育て支援のデマンドバス利用券交付に関すること
 子ども福祉課
 ☎(52)11114

・デマンドバス利用登録の方法などデマンドバス全般に関すること
 安全安心課
 ☎(40)55555



高齢者の方にデマンドバス「おでかけ号」利用券を交付します

市では、電車・バス等の交通機関を利用することが困難な高齢者の方に對して、外出支援と社会参加の拡大を図るため、デマンドバス「おでかけ号利用券」を交付しています。

平成28年度分の利用券を次のとおり交付します。（平成27年度に申請された方も、今回申請が必要になります。）

■利用対象者

・下野市おでかけ号利用登録者（未登録の方は申請時に受付します。）

・平成29年3月31日において満75歳以上となる方

■交付枚数

利用者1人に対し利用券10枚を交付します。
 ※乗車1回につき利用券1枚を使用します。

■有効期限

交付した日から平成29年3月31日まで。
 ※1年間利用できる「おでかけ号利用券」の交付は年1回となります。

■申請場所

・高齢福祉課

- ・市民課国分寺窓口
- ・市民課石橋窓口
- ・市民課南河内窓口

その他各包括支援センターでも受付できます。

※新庁舎開庁後は、高齢福祉課、各包括支援センターのみの受付となります。

■申請方法

印鑑、下野市おでかけ号登録証、身分証明書（年齢が確認できるもの）をご持参ください。

※代理申請も可能です。その際は、代理者の印鑑もあわせて持参ください。

■申請受付開始

3月22日(火)～
 ※利用開始は4月1日～になります。

■利用券の交付

申請内容を審査した後、郵送にて交付します。

■問い合わせ先

高齢福祉課
 ☎(52)11115

※4月以降、平成27年度の利用券はご利用いただけませんので、ご注意ください。